

○奈良県警察柔、剣道段級審査規程

(昭和34年12月20日本部訓令第17号)

[沿革] 平成8年12月本部訓令第22号、19年4月第13号、26年5月第14号、27年10月第12号、令和2年6月第11号、3年3月第9号改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、逮捕術の基礎として行う柔道及び剣道（以下「柔、剣道」という。）の修練の成果を査定し、実力に適合した資格を附与することを目的とする。

(審査の範囲)

第2条 昇段及び昇級の審査（以下「段級審査」という。）は、柔、剣道ごとに初段から5段までの各段並びに2級及び1級の各級について行うものとする。

(段級審査)

第3条 奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）は、柔、剣道の段級審査を行う。

第2章 段級審査の実施体制

(総括審査責任者)

第4条 警察本部に総括審査責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括審査責任者は、段級審査の実施に関する必要な事務及び運営を総括する。

(審査責任者)

第5条 警察本部に審査責任者を置き、警務部警務課長をもって充てる。

2 審査責任者は、総括審査責任者の指揮を受け、段級審査の実施に関する必要な事務及び運営を行う。

第3章 段級審査

(段級審査の実施)

第6条 審査責任者は、総括審査責任者の指揮を受け、随時、段級審査を実施するものとする。

2 段級審査には、審査責任者（審査責任者が不在等の場合にあっては、警務部警務課人材マネジメント室長又は術科指導官（奈良県警察術科訓練要綱の制定について（昭和50年3月例規第7号）第10に規定する術科指導官をいう。）別表第2及び別表第4において同じ。）が立ち会うものとする。

(審査の期日等)

第7条 審査責任者は、段級審査を実施しようとするときは、あらかじめ、審査の期日、場所、方法の細目その他実施上必要な事項を定め、所属長に通知するものとする。

(審査の要領)

第8条 段級審査において段の審査は、試合及び形について、級の審査は試合について行う。

2 試合は、別表第1から同表第4までに定める標準によるほか、実力、技の巧拙、気迫、姿勢及び態度について審査する。

3 形は、次に掲げるものについて行う。

(1) 柔道 初段は投の形のうち手技、腰技及び足技、2段及び3段は投の形、4段は固の形のうち抑込技及び絞技、5段は固の形

(2) 剣道 初級は太刀の形1本目から3本目まで、2段は太刀の形1本目から5本目まで、3段は太刀の形の全部、4段及び5段は太刀の形及び小太刀の形の全部

(審査の特例)

第9条 統括審査責任者は、警察本部が主催する柔、剣道大会における試合成績及び試合内容が、前条第2項に規定する審査の基準に該当すると認める者については、前条第1項の規定にかかわらず、試合の審査を免除することができる。

(受審者名簿)

第10条 第7条の規定による通知を受けた所属長（警察学校入校中の者については、警察学校長）は、段級審査受審者名簿（別記様式第1号）を作成し、審査責任者を經由して総括審査責任者に報告するものとする。

(合格者の決定)

第11条 審査責任者は、段級審査を実施したときは、昇段又は昇級の基準に該当する者を総括審査責任者に報告するものとする。

2 総括審査責任者は、審査責任者の報告に基づき、審査合格者（以下「合格者」という。）を決定するものとする。

3 審査責任者は、合格者が決定されたときは、速やかにその結果を本部長に報告するとともに、当該合格者を段級審査合格者台帳（別記様式第2号。以下「合格者台帳」という。）に登載するものとする。

4 審査責任者は、当該合格者について、所属長に通知するものとする。

5 合格書台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調整することができる。

(合格の特例)

第12条 総括審査責任者は、講道館若しくは全日本剣道連盟の段級位を取得している者又は奈良県警察以外の実施機関において行われた段級審査に合格した者については、段級審査を行わずに、当該段級位の段級審査に合格したのものとすることができる。こ

の場合において、審査責任者は、当該合格者を合格者台帳に登載するとともに、当該合格者について、所属長に通知するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和35年1月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に講道館、全日本剣道連盟、旧武徳会の段級位を有する者は、この規程による審査に合格したものとみなす。

附 則 （平成8年12月17日本部訓令第22号）

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 （平成19年4月26日本部訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月26日から施行する。

附 則 （平成26年5月8日本部訓令第14号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年5月8日から施行する。
- （経過措置）

2 略

附 則 （平成27年10月21日本部訓令第12号）

この訓令は、平成27年10月21日から施行する。

附 則 （令和2年6月24日本部訓令第11号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年6月24日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令の施行前に改正前の柔道昇段標準若しくは剣道昇段標準による段級審査で初段、2段、3段、4段若しくは5段のいずれかに合格した者又は柔道昇級標準若しくは剣道昇級標準による段級審査で2級若しくは1級のいずれかに合格した者は、改正後の柔道昇段標準若しくは剣道昇段標準又は柔道昇級標準若しくは剣道昇級標準による段級審査で当該段級位に合格した者とみなす。

附 則 （令和3年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

柔道昇段標準

試合成績	区分				
	初段に進む者	2段に進む者	3段に進む者	4段に進む者	5段に進む者
1 抜群（3勝以上）		約6月	約1年	約2年	約2年
2 優良（2勝）	約6月	約1年	1年以上	2年以上	3年以上
3 良好（1勝）	6月以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上

備考

- 1 年月数は、受審時における段位又は 1 級合格後の経過期間を示す。
- 2 初段受審者で、試合成績が抜群のものは、経過期間にかかわらず、その試合内容、平素の訓練状況等を考慮して、初段に昇段させることができる。

別表第 2（第 8 条関係）

柔道昇級標準

試合成績	経過期間	摘要
1 優良（1勝以上）		試合内容、平素の訓練、級位等修業内容を考慮して昇級させる。
2 良好（引分）	約6月	その修業内容が良好と認められる者は昇級させる。

備考

- 1 月数は、受審時における 2 級合格後の経過期間を示す。
- 2 試合成績が優良の者で、審査責任者が認定したものについては、実力相当級位に編入して、柔道昇段標準により再度審査を行うことができる。
- 3 無級の者は、試合成績が優良である場合に限らず、その試合内容、平素の訓練状況等を考慮して、2 級に昇級させることができる。

別表第 3（第 8 条関係）

剣道昇段標準

試合成績	区分				
	初段に進む者	2段に進む者	3段に進む者	4段に進む者	5段に進む者
1 抜群（90点以上）		約6月	約1年	約2年	約2年
2 優良（70点以上89点まで）	約6月	約1年	1年以上	2年以上	3年以上

3 良好（60点以上69点まで）	6月以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上
------------------	------	------	------	------	------

備考

- 1 年月数は、受審時における段位又は1級合格後の経過期間を示す。
- 2 初段受審者で、試合成績が抜群のものは、経過期間にかかわらず、その試合内容、平素の訓練状況等を考慮して、初段に昇段させることができる。

別表第4（第8条関係）

剣道昇級標準

試合成績	経過期間	摘要
1 優良（70点以上）		試合内容、平素の訓練、級位等修業内容を考慮して昇級させる。
2 良好（60点以上69点まで）	約6月	その修業内容が良好と認められる者は昇級させる。

備考

- 1 月数は、受審時における2級合格後の経過期間を示す。
- 2 試合成績が優良の者で、審査責任者が認定したものについては、実力相当級位に編入して、剣道昇段標準により再度審査を行うことができる。
- 3 無級の者は、試合成績が優良である場合に限らず、その試合内容、平素の訓練状況等を考慮して、2級に昇級させることができる。

別記様式第1号(第10条関係)

F. No.	—
保存期間	(. . まで保存)

第 号
年 月 日

警 務 部 長 殿
(総括審査責任者)

所 属 長

(柔道)
(剣道) 段級審査受審者名簿

[illegible]

別記様式第2号(第11条関係)

(柔道)
(剣道) 段級審査合格者台帳

[illegible]